正社員転換・待遇改善実現プラン進捗状況(平成28年度分)

	(1)正社員転換等について					
	①不本意非正規	見雇用労働者の正社員転換等				
番号	番号 項目 目標 プラン策定時 平成28年度実績					
1	不本意非正規雇用労働者の割合	10.0%	18.1%	15.6%		
2	若年層の不本意非正規雇用労働者の割合	14.2%	28.4%	24.3%		
3	派遣社員の不本意非正規雇用労働者の割合	20.9%	41.8%	36.8%		
4	契約社員の不本意非正規雇用労働者の割合	17.2%	34.4%	30.8%		
5	ハローワークによる正社員就職・正社員転換数	4,500,000人(28-32年度累計値)	890,000人	788,904人/67,210人		
6	ハローワークにおける正社員求人数	21,250,000人(28-32年度累計値)	4,140,000人	4,656,832人		

		者別の正社員転換等 若者等に係る取組		
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績
1	若年層の不本意非正規雇用労働者の割合【再掲】	14.2%	28.4%	24.3%
2	新規大学卒業者の正社員就職の割合	95.0%	92.2%	93.2%
3	新規高校卒業者の正社員就職の割合	96.0%	94.1%	94.8%
4	新規学卒者採用枠で既卒者を募集する企業の割合	80.0%	70.0%	69.4%
5	フリーター数	1,240,000人	2,170,000人(ピーク時)	1,550,000人
6	学卒者向け公共職業訓練の正社員就職率	90.0%	83.1%	92.00%
7	ジョブ・カードを活用した有期実習型訓練の正社員就職率	80.0%	73.2%	77.7%

	②対象者別の正社員転換等 イ)派遣労働者に係る取組				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績	
1	派遣社員の不本意非正規雇用労働者の割合【再掲】	20.9%	41.8%	36.8%	
2	無期雇用派遣の増加	27.3%	17.3%	17.3%(H24)	
3	紹介予定派遣の増加	10%(全事業所数に対する値)	7.6%	6.7%(H27)	

	②対象者別の正社員転換等 ウ)有期契約労働者に係る取組				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績	
1	契約社員の不本意非正規雇用労働者の割合【再掲】	17.2%	34.4%	30.8%	
2	キャリアアップ助成金を活用して 有期契約から正規雇用等に転換した労働者の数	150,000人	7,225人	63,125人	

	②対象者別の正社員転換等 エ)短時間労働者に係る取組			
番号 項目 目標 プラン策定時 平成28年度実績				平成28年度実績
1 正社員へ転換した短時間労働者の数 5,000,000人(28-32年度累計値) 700,000人(推計値/年)				-
2	短時間(勤務時間限定)正社員制度を導入している事業所の割合	29.0%	14.8%	21.2%

		者別の正社員転換等 様な正社員」の推進			
番号	番号 項目 目標 プラン策定時 平成28年度実績				
1	短時間(勤務時間限定)正社員制度を導入している事業所の割合【再掲】	29.0%	14.8%	21.2%	

	(2)待遇改善について				
番号	項目	目標	プラン策定時	平成28年度実績	
1	正社員と非正規雇用労働者の賃金格差の縮小を図る	-	=	_	
2	社会保険が適用拡大される短時間労働者の数	600,000人	_	294,530人	
3	ユースエール認定企業の数	1,000社	_	195社	
4	優良派遣事業者の数	500社	85社	168社	
1 5	均等・均衡待遇等に取り組み、 「パート労働者活躍企業宣言」を行った企業の数	180社	30社	59社	
6	職務分析・職務評価のコンサルティングを受けた事業所のうち、 短時間労働者の均等・均衡待遇の実現のため 賃金テーブルの改定等に取り組んだ事業所の割合	80.0%	40.0%	89.2%	

正社員転換・待遇改善実現プラン進捗状況(平成28年度分)

	(1)正社員転換等について				
	Terio	①不本意非正規雇用労働者の正社員転換等	IRIL上+70字体		
番号	取組	取組内容	現時点までの実績		
1	八ローワークにおける正社員就職の実現	パローワークにおいて、正社員求人を積極的に確保するほか、正社員就職に向けた担当者制による支援やマッチング強化に取り組む。また、フリーター女性に配慮したキャリアコンサルティングの実施、団塊ジュニア世代を対象とする相談窓口を設置する等、利用者それぞれの状況に対応したきめ細かな就職支援を行う【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○ハローワークにおいて、正社員求人転換への働きかけにより積極的に求人を確保したほか、正社員就職に向けた担当者制による支援や正社員求人を対象としたミニ面接会・管理選考を積極的に行う等のマッチング強化の取組を行った。 ○フリーター等への就職支援として、正社員就職に向けて担当者制による個別支援、就職プランの作成、セミナーやグループワークの開催、就職後の職場定着支援等を行っている。また、平成29年度より就職水河期世代等を対象とした施策パッケージを策定し、集中的な支援を実施している。		
2	雇用仲介事業の在り方の見直し	民間の職業紹介事業者を含めた雇用仲介事業について、より利用者の立場に立った適切なマッチングが実現される制度の在り方について結論を得た上で、必要な対策を講じる【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○「職業紹介等に関する制度の改正について(報告書)」(平成28年12月 13日労働政策審議会建議)を踏まえ、職業紹介事業の機能強化や求人情報 等の適正化を主な内容とする職業安定法の一部改正を含む「雇用保険法等の 一部を改正する法律」を第193回通常国会に提出した(平成29年3月31日成立、公布)。今後、改正職業安定法の施行に向け、改正内容の周知徹底、着 実な施行を図る。		
3	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金により派遣労働者等の正社員転換、「多様な正社員」の 導入、非正規雇用労働者の人材育成の促進等を行う。その際、PDCAサイクルを確実に回すための成果目標を適切に設定するとともに、利用者が利用 しやすい制度となるよう制度・連用面での見直し等も行っていく。また、それぞれ の地域において活用が建なよう、制度の周知等を積極的に行う【平成28-32 年度にかけて継続的に実施】。	○キャリアアップ助成金の適切な運用のために、「雇用保険二事業に関する懇談会において、PDCAサイクルを適切に回すための目標を設定し、その管理を行うとともに、平成28年度及び平成29年度において、制度の見直し及び拡充を実施した。また、キャリアアップ助成金パンフレットを作成するとともに、ホームページや都道府県労働局における事業主向けの会議等において制度の周知を実施した。		
4	業界団体等への要請	厚生労働省において、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組について経済団体に要請するとともに、都道府県労働局においても、幹部職員が業界団体や事業所を訪問し、又は公共職業安定所長等の幹部職員がハローワークにおいて、取組を働きかけていく【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○厚生労働省において、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の取組について経済団体に要請するとともに、都道所県労働局においても、幹部職員が業界団体や事業所を訪問し、又は公共職業安定所長等の幹部職員がハローワークにおいて、働きかけを行った。		
5	公的職業訓練等の実施	就業経験等に応じた公的職業訓練や地域のニーズに応じた成長分野で求められる人材育成の推進に取り組んでいく【平成28-32年度にかけて継続的に 実施】。	○非正規雇用での離転職を繰り返している者等について、安定した雇用への就職可能性を高めるため、平成28年10月より求職者支援訓練(基礎コース)において、社会人としての基礎的な能力を養成するカリキュラム(職業能力開発講習)を充実(最初の1ヶ月間で100時間以上の実施を必須)させた。 ○平成29年7月より非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指し、正社員就職を実現する長期の離職者訓練の充実を図った。		

		②対象者別の正社員転換等ア)若者等に係る取組		
番号	取組	取組内容	現時点までの実績	
1	若者雇用促進法の円滑な施行	適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、第189回通常国会で成立した青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づき、①新本者の募集を行う企業の職場情報の提供の仕組み、②ハローワークにおける一定の労働関係法令違反に係る求人者の求人不受理、③若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業についての厚生労働大臣の認定(ユースエール認定)制度等を着実に実施する。また、職業紹介事業者や募集情報提供事業者は全ての職場情報を提供するよう働きかけることが望ましいこと等を定めた若者雇用促進法に基づく事業主等指針の周知徹底を行うなど、職業紹介事業者等による取組を促していく「平成28-32年度にかけて継続的に実施」。	○若者雇用促進法(注1)(平成27年9月公布)に基づき、 ①新規学卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、職場情報について 幅広い場性を努力義務化した他、求人への応募者又は応募の検討を行っている 者から求めがあった場合や、ハローワーク等に対して求人申込みを行い、ハローワーク等から求めがあった場合は、情報提供を義務化。(H28.3.1施行) ②一定の労働関係法合違反の求人者について、ハローワークの新卒求人を不受理し。(H28.3.1施行)(平成29年6月末現在、134事業所を不受理) ③若者の採用・育成に積極的で、若者の犀用管理の状況などが優良な中小企業について、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度を平成27年10月に創設(平成29年6月末現在、209社を認定)。 (注1)青少年の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年の福用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずるもの。	
2	新卒者等の正社員就職の実現	新卒応援/ID-ワーク等において、学校等と協力して、在学段階からの就職に向けたセミナー、職場見学・体験等を通じ、就職への意欲喚起・維持を含めた新規学卒者等の正社員就職に向けた支援(未内定者への集中的な支援も含む。)を行うとともに、若者の安定した就職の実現に向けて、既卒者や中退者といった新卒者以外の若者の正社員就職を支援するため、既卒3年以内の者や中退者を対象とした助成金制度を創設し、新規学卒枠での応募機会の拡大及び採用・定着を図る【平成28-30年度にかけて集中的に実施】。	○新卒者・既卒者専門の「新卒応援/ローワーク」(平成29年4月1日現在、57箇所)で、広域的な求人情報の提供や、就職支援セミナー・面接会を実施している。 平成28年度は延べ約51.3万人が利用し、約9.8万人が就職決定した。また、学生や既卒者の支援を専門に行う相談員であるショブサポーターを新卒応援/ノローワークや/ローワークッ学生用相談窓口に配置し、担当者制を基本とした個別相談、求人の紹介等就職まで一貫した支援を行うと共に、大学等との連携による学校への出張相談などを行っている。平成28年度は約19.2万人のショブサポーター支援対象者の就職が決定した。 ○既卒者及び中途退学者の新卒枠での応募機会の拡大及び採用・定着の促進を図るため、平成28年2月より「三年以内既卒者等採用定着奨励金とも創設し、当該契励金を活用した既卒者及び中途退学者の応募機会の拡大等を図っている(平成29年5月から、三年以内既卒者等採用定着奨励金は、要件を見直した上、特定求職者雇用開発助成金(三年以内既卒者等採用定着コース)に切替)。	
3	フリーター等に対する支援	しいかるフリーター等(35歳以上45歳未満の不安定就労者も含む。)の正 社員転換を促進するため、引き続き、わかものパローワーク等において担当者 制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、フリーター等の職業意識の啓発を 行うさともに、わかものパローワーク等の利用の周知強化、夜間や上日でも相 談を行えるように電話・メールによる相談事業、職業訓練への誘導・あっせんの 強化等を行う。また、トライアル雇用奨励金の活用によるフリーター等の正社員 就職を実現する「平成28-32年度にかけて継続的に実施(電話・メール相 談事業は平成28年度から実施)】。	○「わかものハローワーク」(平成29年4月1日現在、28か所)等で、担当者制による個別支援、正社員就職に向けたセミナーやグループワーク等各種支援、職業訓練への誘導・あっせん、就職後の定着支援を実施し、平成28年度は約30.8万人が就職した。また、フリーターから正社員に転換した者の体験談や、正社員就職を目指す若者が利用できる支援機関を紹介する動画及びパンフレットを作成・活用し、若者へのわかものハローワーク等の利用の周知を実施した。また、平成28年度より、夜間・土日でも相談可能な電話・メールによる相談事業を実施している。 ○トライアル雇用助成金(平成28年度)・支給額 2,832,060千円の内数・トライアル雇用終了者数 25,093人の内数・常用雇用移行率 73.0%(全体)	
4	ニートやひきこもりの方に対する支援		○二一ト等の就職を支援するため、地方自治体との協働により、地域の若者支援機関からなるネットワークを構築するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタント等による専門的な相談や各種プログラムの実施など、多様な就労支援メニューを実施している。また、高校中退者等の就労や自立の支援のため、平成28年度から、教育委員会や学校と地域若者サポートステーションとの連携を一層強化し、アウトリーチ(訪問)型等による切れ目のない支援を実施している。 ○若者を含むひきこもりの方やその家族に対して、各都道府県・指定都市に設置するひきこもり地域支援センターにおいて、必要な相談支援を行った。	

○「出張ハローワーク!ひとり親全カサポートキャンペーン」において、地方自治体 に臨時窓口を610カ所設置した。(平成28年度) ○平成28年度より、ひとり親の就職支援担当の専門相談員を21ヵ所のマザーズ ハローワークに21人配置(平成29年度は5箇所のマザーズコーナーに5名配置) 、プライバシーに配慮した相談や専門的な支援を実施しているほか、地方公共 団体やアハヒり親支援を行うNPO法人等の関係機関との連携による保育サービス 関連情報の提供等の取組を行った。 ○平成28年度より、トライアル雇用助成金と特定求職者雇用開発助成金の併 用を可能とした。 ①特定求職者雇用開発助成金 (母子家庭の母等 (父子家庭の父含む)) (平成28年度) ・支給額 47,522,560千円の内数 ·支給決定件数 157,354件の内数 ②トライアル雇用助成金(平成28年度) (再掲) ・支給額 2,832,060千円の内数 ・トライアル雇用終了者数 25,093人の内数 · 常用雇用移行率 73.0% (全体) ○キャリアアップ助成金 キャリアアップ助成金 (正社員化コース) において、母子家庭の母等又は父子家 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭について自立を促進するため、 庭の父を転換等した場合の助成額の加算措置を設定。 「出張ハローワーク!ひとり親全カサポートキャンペーン」として、児童扶養手当 --平成28年度及び平成29年度(6月まで)における母子家庭の母等又は父子 の現況届けを提出する8月に地方自治体への臨時窓口を設置し、すでにハ 家庭の父転換等実績: 2,223人 ローワークの常設窓口が設置されている場合には、常設窓口への誘導等を強 化する。また、マザーズハローワークにおいて、ひとり親の就職支援担当の専門 求職者支援制度 相談員の新規配置や、地方公共団体やひどり親支援を行うNPO法人等の 求職者支援制度において、託児サービス支援付き訓練コース等を平成28年10 関係機関と連携した支援等により取組を強化するとともに、試行雇用から長 月に新設した。 期雇用につなげる道を広げるため、トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用 ○公共職業訓練 ひとり親家庭の親に対する支援 5 開発助成金の併用を可能とし、キャリアアップ助成金についても引き続き活用 ・ラーニングによる離職者訓練を平成28年度に試行的に実施し、その検証結果 を促進する等の取組を行う。 を踏まえて、平成29年10月より「e ラーニングコース」を新設することとした。 このほか、高等職業訓練促進給付金の充実・高等職業訓練促進資金貸付 事業の創設等による就職に有利な資格取得支援や、求職者支援制度にお 高等職業訓練促進給付金(注1)について、平成28年度から ける託児サービス支援付き訓練コース等の創設・職業訓練におけるFラーー、 支給期間を2年間から3年間に拡充し、修業期間が3年間の資格(看護師等) グの活用等による職業能力開発施策の推進に取り組む【平成28-32年度に こついても全期間支給可能とした。 かけて継続的に実施(高等職業訓練促進資金貸付事業は平成27年度補 養成機関における修業期間も2年以上から1年以上に緩和して、調理師や製 正予質で創設)]. **革衛生師等の資格も対象に拡大。** (注1) 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資 格の取得を促進するため、当該資格に係る養成機関での修業期間について給付 金を支給することにより、生活負担の軽減を図り、資格取得の容易にすることを目 的とする。 また、平成27年度から、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(注 2)を実施。 (注2) 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有 利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を 貸し付ける事業。貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を生か 、て就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間 その職に従事したときは貸付金の返還を免除する。(平成27年度補正予算で 措置) ○自立支援教育訓練給付金(注3)については、 平成28年度から、支給額を教育訓練の受講のために支払った費用(入学料 及び授業料に限る)の20%(上限の10万円)から教育訓練経費の60% (上限20万円)に拡充。 平成29年度から、雇用保険の一般教育訓練給付金(費用の2割:上限10 万円)の受給をしているひとり親に対しても、費用の6割(上限20万円)との差 額を白立支援教育訓練給付金から上垂せして支給。 (注3) 母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了し た場合にその経費を一部支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援 1、母子家庭及び父子家庭の自立を促進する。

6	若者の職業能力開発の推進	若者の職業能力開発を支援するため、高卒者等を対象として、職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期間の訓練課程の訓練等を実施するとともに、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練(雇用した従業員を対象とした、企業内での実習(O1T)と教育訓練機関等での座学等(Off-JT)を組み合わせた実践的訓練)を推進する。を提供する、セルフ・キャリアドックの導入を促進し、キャリア形成における「気づき」を支援するとともに、IT分野等における人材育成の強化に取り組む。さらに、職業能力の「見える化」を促進するため、対人・ビス分野を重点とした成長分野における検定制度の整備を推進するとともに、業界内共通の検定と関連性を持つ実践的な企業単位の社内検定制度の普及を促進する「平成28年-32年度にかけて継続的に実施」。	(職業能力の) 目っえん の促進のため、対 ↓ サービス分野を東占とした業界に
7	地方就職の促進と地方の良質な雇用機会との マッチングの強化	若者等のニーズに応じて、地方への就職が選択肢の一つとして位置づけられるよう、地方自治体や首都圏・近畿圏の大学等と連携して地方就職希望者を撮り起こすとともに、全国のユースエール認定企業をはじめ地方に立地する企業の職場情報を入手できるボータルサイトを開設する。また、新卒応援ノローワーク等において、職業紹介に加え、移住に関する支援制度や生活情報等地方就職に役立つ情報提供を含むきめ細かな支援を行い、ハローワークの全国ネットワークを活用したマッチングを図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○平成27年11月から開始した、「若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」において、ユースエール認定企業等の企業情報を公開。平成28年8月から「若者雇用促進総合サイト」へリニューアルし、ユースエール認定企業等の他、学生等を雇用しようとするすべての企業の企業情報を掲載することが可能となっている。 ○平成29年度より、東京圏と大阪圏等の新卒応援パローワーク等に地方就職支援専門の職員(計20名)を配置し、若者の地方への就職支援を強化している。

		②対象者別の正社員転換等 イ)派遣労働者に係る取組	
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	改正労働者派遣法の円滑な施行	に取り組む。その際、雇用安定措置の実施に当たっては、労働者派遣事業の 許可の取消しも含めた厳正な指導により3年見込みの派遣労働者に係る義 務の履行を確保するだけでなく、1年以上の雇用契約を結んだ派遣労働者に 係る努力義務についても周知徹底し、適正な運用を促す。また、経過措置に	○平成27年改正労働者派遣法及び「労働契約申込みみなし制度」の円滑な施行を図るため、同法及び当該制度の周知徹底に取り組んだところであり、具体的には、都道府県労働局による派遣元事業主に対する説明会及び派遣労働者等に対するパンフレットの配布を実施。 ○都道府県労働局に「労働者派遣制度の見直しに係る特別相談窓口」を設置し、いわゆる26業務で働く派遣労働者を含む派遣労働者等からの相談に対する
2	その他	手続の簡素化による紹介予定派遣の活用の推進や、派遣先が派遣労働者を正社員として雇用する場合のキャリアップ助成金の活用促進等を行う。また、派遣期間終了後に派遣先が派遣分働者を直接雇用する場合の紛争助止措置(派遣先が事前に派遣元に適知することや、職業紹介により紹介手数料を支払うごと等)を派遣契約において定める義務について、周知・啓発を行う。さらに、経過措置期間中の派遣労働者に係る改正前の「労働契約申込み義務制度」の適切な適用に向けた指導を行う【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○キャリアアップ助成金(正社員化コース)において、派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者又は多様な正社員として直接雇用した場合の加算措置を設定。なお、平成28年度及び平成29年度(6月まで)において派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者等又は多様な正社員として直接雇用した実績は、2,478人。 ○労働者派遣事業の許可を受けた者が有料職業紹介事業等の許可の申請等を行う場合等においては、一部の書類の提出を不要とすることとしており、手続の簡素化のための適切な運用を実施。また、派遣期間終了後に派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合の紛争防止措置を派遣契約において定める義務について、厚生労働省ホームページにQ&Aを掲載する等により周知。 ○経過措置期間中の派遣労働者に係る改正前の「労働契約申込み義務制度」を含む平成27年改正労働者派遣法の円滑な施行を図るため、必要に応じて調査を行い、法令等の違反が確認された場合には、厳正な行政指導を行うこととしている。

	②対象者別の正社員転換等 ウ)有期契約労働者に係る取組				
番号	取組	現時点までの実績			
1	毎期労働初めるの転換リーリの国知等	無期労働契約への転換ルールについて、都道府県労働局・労働基準監督署・パローワークの窓口における周知、無期転換ルールを先行して導入した企業の好事例を厚生労働省HPで周知するほか、セミナーでのルールの解説や個別相談会の実施等によって、実際に制度が適用される平成30年4月1日までの間に集中的に制度の周知・企業における導入支援を図る【平成28-29年度にかけて集中的に実施】。	○無期転換ルールに関するボータルサイトを立ち上げ、先行導入企業の好事例、 導入支援策等を掲載し、周知を図った。 ○無期転換ルールへの対応に係る準備についてのハンドブックを作成し、都道府 県労働局、労働基準監督署、ハローワーク等で配付すると共に、都道府県等の 自治体、労使団体に周知を依頼した。 ○全国で労働契約等解説セミナーを実施し、無期転換ルールについてルールの解 説を行い、周知を図った。(平成28年度、全国218回、19,779人参加)		
2	雇止め法理の周知等	雇止め法理について、セミナー等を通じて、周知徹底を図る【平成28年度以降も継続的に実施予定】。	○全国で労働契約等解説セミナーを実施し、雇止め法理について説明を行い、 周知を図った。(平成28年度、全国218回、19,779人参加)		
3	高齢の有期労働契約労働者の無期転換の促		○平成28年4月に高年齢者雇用安定助成金(高年齢者無期雇用転換コース)を創設し、平成28年度においては事業主から提出のあった高年齢者無期雇用転換計画を200件認定した。認定した計画に基づく事業主の無期雇用転換 実績に応じた助成金支給を平成29年度から行っていく。		
4	キャリアアップ助成金の活用促進	キャリアアップ助成金により有期契約労働者の正規雇用等への転換について 活用促進を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○キャリアアップ助成金の適切な運用のために、「雇用保険二事業に関する懇談会において、PDC Aサイクルを適切に回すための目標を設定し、その管理を行うとともに、平成28年度及び平成29年度において、制度の見直し及び拡充を実施。また、キャリアアップ助成金パンフレットを作成するとともに、ホームページや都道府県労働局における事業主向けの会議等において制度の周知を実施。		

番号	取組	②対象者別の正社員転換等 エ)短時間労働者に係る取組 取組内容	現時点までの実績
1	正社員転換推進措置の好事例の収集等	正社員転換推進措置によって、短時間労働者の正社員への転換が推進されるように、好事例の収集・周知等に取り組む。 また、短時間(勤務時間限定)正社員の制度導入の推進に向けた、導入 の好事例の周知等により制度の普及・啓発に取り組む。 さらに、短時間労働者のキャリアアップについて、企業の先進的な取組を収集	○短時間労働者の正社員転換等について、先進的な取組を行っている企業を対象にヒアリングを実施し、好事例をまとめたキャリアアップ支援マニュアルを作成するとともに、 短時間労働者のキャリアアップや正社員転換等について、先進的な取組を行っている企業の事例等を紹介するセミナーを15回開催 (参加者1050名) し、周知を行った。 ○短時間正社員制度の導入について、有識者による基調講演や、制度導入企業の事例紹介、有識者及び企業をパネリストとしたパネルディスカッション等を行う企業向け導入支援セミナーを8回開催 (参加者378名) 開催し、「短時間正社員制度」の普及促進を図った。

	②対象者別の正社員転換等 オ)地域における正社員転換等の取組				
番号	取組	取組内容	現時点までの実績		
1	地域における正社員転換等の取組	高い雇用(無期雇用かつフルタイム)の創出を促進する。また、都道府県の	○雇用促進計画(注1)を4,187件受け付けた(平成28年度(速報値))。 (注1)雇用促進税制の適用を受けるためには、事業主は、ハローワーク等に事業年度開始後2か月以内に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を提出し、事業年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況報告を提出することとなっている。 ○「戦略産業雇用創造プロジェクト」により、雇用情勢の厳しい都道府県を対象に、製造業を中心に産業政策と一体となって雇用の創出に取り組む事業を支援した。 ※事業実施地域数:平成28年度 25道府県平成29年度 17道府県 ○平成28年度第2次補正予算からは、新たに「地域活性化雇用創造プロジェクト」を創設し、全都道府県を対象に、地域の戦略産業と位置付けた産業を中心に正社員雇用の創出に取り組む事業を支援している。 ※事業実施地域数:平成28年度 6府県(平成29年1月以降順次実施) 平成29年度 17府県		

	③「多様な正社員」の推進			
番号	取組	取組内容	現時点までの実績	
1	モデル就業規則の作成、コンサルティングの実施	業種別(小売業・飲食業)に実態調査・就業規則の規定例を収集した上で、「多様な正社員」及び「無期転換」に関するモデル就業規則を作成し、都適所県労働局等を適じた周知を実施するとともに、「多様な正社員」及び「無期転換」の導入を検討している中小企業に対して、社会保険労務士等によるコンサルティングを実施する【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○小売業・飲食業に加え、金融業・製造業のモデル就業規則を作成し、都道所 県労働局を通じて周知を図った。また、「多様な正社員」及び「無期転換」の導入 を検討している中小企業等104社に対して、社会保険労務士等によるコンサル ティングを実施した。	
2	「多様な正社員」に関するシンボジウムの開催	全国主要地域において、企業向けのシンボジウムを開催し、社会保険労務士等の有識者による基調講演や、企業の人事労務担当者、雇用管理に精適した有識者、マスコミ等をパネリストとしたパネルディスカッションなどを行うことで、「多様な正社員」に対する社会的気運の顧成を図る。また、シンボジウム終了後には、社会保険労務士による個別相談会も実施する【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○北海道・東京都・愛知県・大阪府・福岡県等の全国主要地域において企業向けのシンボジウムを計16回開催(計1,124名参加)し、社会保険労務士等の有議者による基調講演や、「多様な正社員」等を導入・運用している大進企業の事例紹介、企業の人事労務担当者、有識者、マス三等をパネリストとしたパネルディスかションを行い、「多様な正社員」に対する社会的気運の醸成を図った。また、シンボジウム終了後には、社会保険労務士等による個別相談会も実施した。	
3	短時間正社員制度導入支援マニュアルの普及 等	間正社員制度」の円滑な導入及び運用に向けた支援を実施する。また、企	○短時間正社員制度導入支援マニュアルを活用した有識者による基調講演や、制度導入企業の事例紹介、有識者及び企業をパネリストとしたパネルディスカッション等を行う企業向け導入支援セミナーを開催し、「短時間正社員制度」の普及促進を図った。 ○看護師・介護職員・保育士を対象とした「短時間正社員制度導入・連用のポイント集」を作成するとともに、医療・福祉施設を対象とした短時間正社員制度導入支援セミナーを開催し、「短時間正社員制度」の普及促進を図った。	
4	キャリアアップ助成金の活用推進	キャリアアップ助成金のメニューを活用することで、各事業所においてそれぞれの 労働者がキャリアアップしていく中で、「多様な正社員」という選択肢をとることが できる環境整備が行われるよう、助成金の更なる拡充や活用促進を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○キャリアアップ助成金(正社員化コース)において、平成29年度から有期契約 労働者等から多様な正社員へ転換した場合について、正規雇用労働者へ転換 したものと見なすことで、助成額の拡充を実施。	
5	好事例の収集等	「多様な正社員」を導入している企業の好事例を収集し、専用HP「多様な人 材育成で輝く企業応援サイト」に好事例を体系的に整備・掲載することによ り、「多様な正社員」の普及・拡大を図る【平成28-32年度にかけて継続的に 実施】。	○「多様な正社員」を導入している企業の好事例を収集し、平成28年度末まで に専用HPI多様な人材育成で輝企業応援サイトに30社の好事例を体系的 に整備・掲載し、「多様な正社員」の普及・拡大を図った。	

番号	取組	(2)待遇改善について 取組内容	現時点までの実績
			○現行法 (パートタイム労働法、労働者派遣法及び労働契約法) の規定に基づき、企業に対する指導、周知・啓発を引き続き実施。
1	同一労働同一賃金の推進策等について	め、これまでパートタイム労働法、労働者派遣法及び労働契約法について、 均等・均衡待遇や差別禁止といた考え方を踏まえた法改正を行ってきたところ。これらの規定に基づき、企業に対して指導、周知・啓発を図り、適正な待 選を確保していく。 また、多様な働き方を広げていくに当たり、同一労働同一賃金の実現は重要 な課題であり、これまでも、諸外国における均等・均衡待遇の確保の在り方に	○同一労働同一賃金の実現に向けて、平成28年3月23日に有識者による検討会(同一労働同一賃金の実現に向けた検討会)を設置し、我か国における同一労働同一賃金の実現に向けた臭体的方策について検討を行い、平成29年3月15日に報告書をとりまとめた。 ○同一労働同一賃金については、当該検討会に加え、内閣総理大臣を議長とし政府に設置された働き方改革実現会議においても検討が行われ、平成29年3月28日には「働き方改革実行計画」がとりまとめられた。 ○平成29年6月16日には、労働政策審議会において、同一労働同一賃金に関する法整備について建議がとりまとめられた。これを踏まえた「働き方改革の推進に関する関係法律の整備に関する法律案要綱」が平成29年9月15日に答申されたところであり、現在、法案の国会提出に向けた準備を進めている。 ○また、平成29年度は、47都道府県に「非正規雇用労働者待遇改善支援センター」を設置し、労務管理の専門家を常駐させ、電話相談等に応じるほか、直接事業所を訪問した上で、待遇改善に向けた改善計画を策定するなどのコンサルティング等を行っている。
2	最低賃金、賃金の引上げたついて	最低資金について、幅広い周知を図るとともに、的確な監督指導を行う。また、名目GDPを2020年頃に向けて600兆円に増加させていく中で、年率3%程度を目途として、名目GDPの成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げ几向けて、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を図る。また、企業収益を踏まえた賃金の引上げに向けた働きかけや必要な環境整備を行っていく。	○平成29年度の地域別最低賃金の引上げ額については、全国加重平均で25円、引上げ率に換算して3%となり、昨年度と同様、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年以降最大の額となっている。(改定後の地域別最低賃金は848円(全国加重平均額)) ○最低賃金の引上げに向けた環境整備として、平成28年度第二次補正予算において、生産性向上に資する設備・器具の導入等を行い、事業場内の最低賃金を引き上げた場合に、設備投資等に要した費用の一部を助成する業務改善助成金や、有期契約労働者等の賃金規程等を一定割合以上増額した場合に助成金も大のアップ的成金の拡充を図るとともに、平成29年度においても引き続き拡充した内容で実施している。
3	待遇改善・職業能力開発の推進	キャリアアップ助成金の処遇改善コースの活用促進や、中長期的なキャリア形成を支援する教育訓練給付制度、同助成金の人材育成コースの活用促進による待遇改善・職業能力開発の推進を進める【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○キャリアアップ助成金 (処遇改善コース) において、①有期契約労働者等の基本給の賃金規定等生増額改定し、昇給させた場合、②正規雇用労働者との共流の処遇制度 (健康診断制度、賃金規定等共通化)を導入、適用した場合、③知時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合、(の知らしていては、第149件、②2,347件、③418件。・キャリアアップ助成金 (人材育成コース) においては、非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、人材育成などの取組を実施した事業主に対して助成金の支給を行った。なお、平成28年度及び平成29年度(6月まで)における実績は20,272件。 ○専門実践教育訓練給付専門実践教育訓練給付について、IT分野等を重点に対象講座の拡充を順次行っている。 専門実践教育訓練指定講座数:2,417講座(平成29年4月指定分)
4	育児休業・介護休業の取得推進	非正規雇用労働者が育児休業を取得し、継続就業しやすくするための制度の見直しを行うともに、中小企業における労働者の円滑な育児休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援ブランの策定支援を行う。また、育塊休業中の代替要員の確保等の取組を行う中小企業事業主に対して助成金を支給する「期間雇用者の育児休業取得促進プログラム人を実施する。さらに、介護休業等が取得しやすくなるよう、非正規雇用労働者が介護体業を取得し、継続就業しやすくするための制度見直しを行うとともに、仕事と介護の両立と中が、職場環境に向けて、「仕事と介護の両立支援が応モデル授の商立、股間、個々の労働者のニーズに応じた両立支援に活用できる介護支援プランモデルを構築、周知するほか、介護支援プランの策定支援も行う。また、当該プランに基づき、休業取得・職場復帰させた中小企業事業主に対して助成金を支給する【平成28年度以降も継続的に実施予定(一部法改正が前提)】。	○有期契約労働者が育児休業及び介護休業を取得し、継続就業しやすくするため、育児・介護休業法を改正し、有期契約労働者の育児休業及び介護休業の取得要件を緩和(平成29年1月1日施行)するとともに、中小企業における労働者の刑滑な育児休業の取得及び職場復帰などを図るため、育休復帰支援ブランの策定支援を行うた。 ○「期間雇用者の育児休業取得促進プログラム」に位置付けていた、中小企業両立支援助成金・代替要員確保コース及び育休復帰支援プランコースにより、期間雇用者の育児休業の取得及び職場復帰の取組を行う中小企業事業主に対する助成を行った。なお、平成28年度における支給実績は、代替要員確保コースが324,800千円/677件、育休復帰支援プランコースが457,500千円/1,525件。(平成29年度より「両立支援等助成金・育児休業等支援コース」として統合し、①育休取得時、②職場復帰時、③代替要員確保時に支給を実施) ○仕事と介護が両立しやすい職場環境を整備する際に、企業が活用できる「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及を図ったほか、個々の労働者が仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及を図ったほか、個々の労働者が仕事と介護の両立できるよう「介護支援プランモデル」を構築し、同ブランの策定支援を行った。 ○また、同ブランに基づき、休業取得・職場復帰させた事業主に対して両立支援等助成金・介護職職防止支援フースによる助成を行った。なお、平成29年6月末時点にお行る支給実績は、6,000千円/10件に、保成29年度より「両立支援等助成金・介護職職防止支援フース」として支給を実施)

5	産前産後期間中の短時間労働者等の国民年 金保険料の免除	短時間労働者等の女性が安心して妊娠・出産できるよう、国民年金第1号 被保険者の産前産後期間の保険料負担免除に向けた制度の見直しを行う 【法改正が前提】。	○平成28年12月に成立した年金改革法に基づき、平成31年4月から、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料を免除し、免除期間は満額の基礎年金を保障するよう制度を見直し。
6	妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益 取扱い等やセクシュアルハラスメント対策の実施	妊娠・出産・育児休業等を理由とする上司・同僚からの就業環境を害する行為を防止する措置を事業主に義務付けるための制度の見直しを行う。また、職場における不快な性的言動等(セクシュアルバラスメント)や妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い(いかゆるマタニティバラスメント)について、迅速・厳正な行政指導を行うとともに、着実な男女雇用機会均等法等の施行と未然防止の徹底を図る【平成28・29年度に集中的に実施(一部法改正が前提)】。	○平成28年3月に男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、 上司・同僚による職場における妊娠・出産等に関するバラスメントの防止措置を講 じることが事業主に対し義務付けられた。平成29年1月の改正法の施行に向け て、平成28年9月から12月まで都道府県労働局において説明会の開催及びバラスメント対応特別相談窓口を開設し、改正法の周知を行った。 ○改正法施行後は、セクシュアルバラスメントも含めた労働者等からの相談対応 や事業主に対する指導等を実施し、法の履行確保を図っている。
7	パワーハラスメント等の予防・解決に向けた環境 整備	職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた社会的気運の醸成を図るため、ボータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用した周知啓発を行うことともに「パワーハラスメント対策導入マニュアル」を用いた労使の取組を促進する 【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○パワハラの予防・解決に向けたポスターやリーフレットを作成し、関係団体に配布するなどして周知を実施した。また、パワーハラスメント対策導入マニュアル(第二版)や企業の取組好事例集を作成し、ボータルサイトに掲示するとともに、同マニュアルについては、全国で開催する企業向けセミナーにおいて、活用・周知を図った。 ○パワーハラスメントの発生状況や企業の取組状況などを把握するため「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」を実施した。
8	労働条件の確保・改善対策の推進	非正規雇用労働者の労働条件及び安全衛生の確保及び改善に関し、使用者団体等に対する指導及び助言を行うため非正規雇用労働条件改善指導員を労働局等に配置する【平成28年度以降も継続的に実施予定】。	○使用者団体等に対する指導及び助言を行うため非正規雇用労働条件改善 指導員を労働局等に63人配置し、非正規雇用労働者の労働条件及び安全衛 生の確保及び改善を図った。【平成28年度】
9	雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の推 進	雇用管理改善につながる制度の導入・実施を通じて従業員の職場定着に取り組む事業主を支援する職場定着支援助成金の活用促進や人材不足分野における雇用管理改善モデルの構築を行うほか、「生産性向上と雇用管理改善の両立企業表彰」(仮称)を創設し、企業の生産性向上と雇用管理改善の両立を促進する「平成28-32年度にかけて継続的に実施」。 併せて、雇用管理改善モデルや表彰の成果の周知・横展開を図るためのボータルサイトの開設及び都道府県労働局・ノローワークにおける求人受理や求人サービス等のあらゆる機会を活用した周知により、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進する【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○職場定着支援助成金(平成28年度) ・支給実績額 5,149,708千円 ・支給決定件数 4,491件 人材不足分野に払ける人材確保のための雇用管理改善促進事業(モデル調査コース(その他分野及び若者分野))について、平成29年度も引き続き事業を実施しているほか、第2回「働きやすく生産性の高い企業・職場表彰」について、平成29年7月14日より企業の募集を開始した。(平成29年9月15日募集終了) ○併せて、平成28年度に開設した働きやすく生産性の高い職場のためのボータルサイトにより、平成29年度に自引き続き雇用管理改善モデルや表彰の成果の周知・横展開を図っている。 ○平成29年4月28日付で各都道府県労働局長宛職業安定所における人材不足分野の雇用管理改善に係る啓発業務の推進について」を発出し、都道府県労働の一人のエラーへおいて、求人免とサービス等の庁内窓口業務、事業所訪問業務、各種セミナーや集団説明会、ホームページやポスターの利用等、あらゆる機会を活用した周知により、事業主自身の主体的な雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」を推進している。
10	被用者保険の適用拡大等	短時間労働者の労働参加の促進と、所得・年金の底上げを同時に図る観点から、被用者保険の適用拡大を進めるため、年金機能強化法(平成24年法律第62号)に基づき平成28年10月1日かう実施とれる従業員501人以上の企業への適用拡大を円滑に実施していて。また、従業員500人以下の中小企業等についても適用拡大の途を開ぐための制度的措置を譲る(15法文正が前提)。併せて、年金機能強化法の施行後3年以内に、更なる適用拡大に向けた検討を進め、必要があればその結果に基づいて所要の措置を請する。いかゆる「130万円の壁」について、就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げや、本人の希望を踏まえて働く時間を延ばすことを通じ、人材確保を図る意欲的な事業主に対し、取組への一時的な支援を行う【平成28年度から実施】。	○平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とする被用者保険の適用拡大に加え、平成28年12月に成立した年金改革法に基づき、平成29年4月から、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大を進めるため、平成29年度にキャリアップ助成金に選択的適用拡大達しめるため、平成29年度にキャリアップ助成金に選択的適用拡大連の高用拡大を進めるため、平成29年度6月までのキャリアアップ計画認定件数は86件)。 ○更なる適用拡大について、年金機能強化法附則第2条に基づき、平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を請することとされており、引き続き検討を進めていく。・従業員501人以上の企業等の被用者保険の適用拡大を進めるため、キャリアアップ助成金(短時間労働者労働時間延長コース)を引き続き実施(平成28年度及び平成29年度6月までの支給決定件数は418件、キャリアアップ計画認定件数は46,636件)。
11	労働保険の適用の推進	労働保険未手続事業者に対する対策を引き続き推進する【平成28-32年 度にかけて継続的に実施】。	○都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所並びに労働保険の加入促進業務の受託者との連携を図り、また関係行政機関との情報共有や通報制度を活用するなどの方法により、未手続事業の積極的かつ的確な把握と加入勧奨を実施している。 ○再三の加入勧奨に応じない未手続事業場に対しては、手続指導及び職権による成立手続を実施している。

12	中小企業退職金共済制度への加入促進	中小企業退職金共済制度(独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度 について、周知等を通じて制度への加入を促進する「平成28-32年度にかけて継続的に実施」。 なお、平成29年度までは現行中期目標(第3期)にて定めている取組を着実に推進していてことと、平成30年度以降の取組については、次期中期目標(第4期)にて定める取組を着実に推進することとする。	○制度を運営する独立行政法人勤労者退職金共済機構では、広報資料等による周知広報活動、個別事業主に対する加入勧奨、各種会議・研修会等における加入勧奨等に取り組み、中期目標に定める加入促進対策を着実に推進した。
13	職業能力開発の推進【再掲】	-	-
14	学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取 組の強化		○学生等のアルバイトにかかる労働条件の確保について、事業主団体等に対して 労働契約の締結の際の労働条件の明示等にかかる要請を実施するとともに、平 成28年度から、多への新入生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月まで の間を「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンベーン期間とし、 ・学生へのリーフレットの配布による周知 ・都道府県労働局職員による大学等への出張相談の実施 ・労働局等に「若者相談コーナー」を設置し、若者への相談対応を行う などの取組を行っている。 ○さらに、①平日の夜間・土日に無料で相談を受け付ける「労働条件相談ほっと ライン」(平成29年度より週6日から週7日に拡充り、②労働条件に関する情報 発信を行うボータルサイト「確かめよう労働条件」、③大学生・高校生等を対象と した労働条件セミナーについて、周知を図っている。 ○「労働条件相談ほっとライン」等で受け付けた相談を含め、労働基準法等の法 今遺反の申告等がなされた事業場に対して、労働基準監督署において優先的に 監督指導を実施し、法令違反が認められた場合には、その是正を厳しく指導して いる。
15	学生・生徒等に対する労働法制の周知	労働者の関係法令の不知による問題事案の発生を未然に防止するため、学生・生徒等に対する労働法制の基礎知識の付与に係る取組を進める。具体的には、労働法制の基本的知識をまとめたパンフレット「知って役立つ労働法〜働化さに必要な基礎知識〜」及び「これってあり?〜まんが知って役立つ労働法Q&A〜」について、学校・企業等で活用できるよう周知・活用の促進を図るとともに、適宜改訂を行う。また、文部科学省の協力を得つつ、都道府県労働局長等の幹部職員が、講師として大学等を訪問し、前述のパンフレット等を用いながらセミナーや講義等を実施する(要望に応じ、高校・中学等でも実施)【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○高校生等のより早い段階から労働法の理解を深めてもらうために、高等学校等での労働法教育のための指導者用資料等を作成し、平成29年3月に全国の高等学校等へ配布するとともに、文部科学省に対し協力要請を行った。 ○大学等における講師派遣 28年度実績
16	若者の雇用管理改善の促進	若者の雇用管理上で課題のある業種について、その課題の解消に資する 様々な雇用管理制度をモデル的に導入・運用するためのきめ細かなコンサル ティングを実施した上で、そのコンサルティングの過程で得られたモデル的な取組 事例について、その導入効果やノウハウ等の検証・分析を行い、分野ごとの特 性を踏まえた効果的な雇用管理改善方策を整理し普及・啓発する【平成 28-32年度にかけて継続的に実施】。	○若者の雇用管理上で課題のある業種について、その課題の解消に資する様々な雇用管理制度をモデル的に導入・運用するためのきめ細かなコンサルティングを実施した上で、そのコンサルティングの過程で得られたモデル的な取組事例について、その導入効果やグウルウ等の検証・分析を行い、「雇用管理改善のためのモデル調査報告書」を作成するととして、実際に若者などの人材確保・定着に向けた制度・施策を実施した企業の対手例を「取組事例集」としてまとめ、事業主や労働局等に配布することで、若者の雇用管理改善の普及啓発を行った。
17	若者雇用促進法に基づ認定制度の推進	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企 若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企 業を厚生労働大臣が認定(ユースエール認定)し、当該企業の情報発信を 後押しすることなどにより、企業が求める人材の円滑な採用を支援するととも に、企業における自主的な雇用管理改善の取組を促す【平成28-32年度に かけて継続的に実施】。	○若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣がユースエール認定企業」として認定する制度を平成27年10月に創設し、平成29年6月末現在、209社が認定を受けている。認定企業の情報発信を後押しすること等により、若者の雇用管理が優良な中小企業と若者のマッチングを強化し、若者の適職選択と企業が求める人材の円滑な採用を支援している。

18	均等・均衡待遇の推進等	平成27年改正労働者派遣法で強化された派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇の確保に係る規定(均衡待遇の確保のために考慮した内容を、本人の求めに応じて説明する派遣元の義務等)の着実な施行を図り、義務違反に対しては、許可の取消しも含めて厳しく指導を行う。また、諸外国の実態等を把握した上で、派遣労働者と派遣先の労働者の同一労働同一賃金の在り方について検討を進め、法改正を含む必要な措置を請しる「前段は平成28年-32年度にかけて継続的に実施。後段は平成30年度までに実施」。	○派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇の確保を含む平成27年改正労働者派遣法の替案な施行を図るため、同法の周知徹底に取り組み、具体的には、都道府県労働局による派遣元事業主に対する説明会及び派遣労働者等に対するパンフレットの配布を実施した。 ○派遣労働者と派遣先の労働者の均衡待遇に係る規定を含む法令等の違反が疑われる場合は、必要に応じて調査を行い、当該違反が確認された際は、厳正な行政指導を行うこととしている。 ○同一労働同一賃金の実現に向けた検討会において実態を把握し、これをもとに同一労働同一賃金の実現に向けた検討会において検討を実施した。また、「働き方改革実現会議」において、平成28年12月20日に「同一労働同一賃金ガイドライン案」が策定され、平成29年3月28日には「働き方改革実行計画」がとりまとめられた。 ○平成29年6月16日に、労働政策審議会において、同一労働同一賃金に関する法律の業備に関する法律案要網」が平成29年9月15日に答申されたところであり、現在、法案の国会提出に向けた準備を進めている。
19	教育訓練、キャリアコンサルティングの実施等	平成27年改正労働者派遣法で派遣元の義務として新設されたキャリアアップを推進するための措置(派遣労働者に対する計画的な教育訓練や、希望者へのキャリアコンサルティングを実施する義務、労働者派遣事業の許可・更新要件に「キャリア形成支援制度を有すること」の追加等)の着実な施行を図る。また、偽装請負などの違法派遣について引き続き厳正な行政指導等を行っていくともに、平成27年改正労働者派遣法で全ての労働者派遣事業が許可制に一本化されたことを踏まえ、法遺反のある派遣元に対しては、許可の取消しも含めて厳しく対処することで、派遣労働者の保護を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○派遣元事業主による派遣労働者に対するキャリアアップを推進するための措置を含む平成27年改正労働者派遣法の着実な施行を図るため、同法の周知徹底に取り組んでおり、具体的には、都道府県労働局による派遣元事業主に対する説明会及び派遣労働者等に対するパンフレットの配布を実施。 ○偽装請負等の違法派遣については、引き続き、必要に応じて調査を行い、法令等の違反が確認された場合には、厳正な行政指導を行うこととしている。
20	妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益 取扱いの防止等	派遣労働者は、他の雇用形態と比べて、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い(いかゆるマタニテハトラスメント)等の被害を受ける比率が高い現状を踏まえ、現行法令の規定(男女雇用機会均等法による不利益取扱いやセクルラ防止措置等に係る規定については、派遣元事業主だけでなく派遣先についても、派遣労働者に対して使用者としての責任を負うこと等)について周知徹底を図るとともに、妊娠・出産・育児休業等を理由とする上司・同僚から欧業環境を書する行為の防止措置義務や、育児・介護休業等を理由とする派遣先から受ける不利益取扱いについて制度の見直しを行う【平成28・29年度に集中的に実施(一部法改正が前提)】。	○平成28年3月に男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、 上司・同僚による職場における妊娠・出産・育児休業等に関するパラスメントの防 止措置を講じることが事業主に対し義務付けられた(平成29年1月施行)。こ れらについては、派遣先事業主にも派遣労働者に対して使用者としての責任を負 シ必要があり、あわせて、事業主による育児休業等の取得等を理由とする不利益 取扱いの禁止規定を派遣先にも適用する改正がされ、改正法の周知徹底を図った。
21	期間の定めがあることによる不合理な労働条件 の禁止	有期労働契約であることによる不合理な労働条件を禁止する労働契約法第20条の趣旨及び規定内容について、事業主や労働者に対する周知徹底を強化するとともに、本規定に関連する判例の必要な情報収集を行っていく【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○労働契約法第20条の規定に関しては、その趣旨や内容について都道府県労働局等を通じた周知等を適切に実施。また、関連する判例の情報収集を行うとともに、「働き方改革実行計画」も踏まえ、有期契約労働者に係る均等・均衡待遇規定の整備など、同一労働同一賃金の実現に向けた法整備について検討している。 ○平成29年6月16日に、労働政策審議会において、同一労働同一賃金に関する法整備について建議がとりまとめられた。これを踏まえた「働き方改革の推進に関する関係法律の整備に関する法律案要綱」が平成29年9月15日に答申されたところであり、現在、法案の国会提出に向けた準備を進めている。
22	パートタイム労働法の履行確保	短時間労働者の「均等・均衡待遇」という考え方を事業主に浸透・定着させることが重要であり、このため、事業主に対する指導等によりパートタイム労働法の確実な履行確保を図る。特に、パートタイム労働法第8条(待遇の原則)の趣旨及び規定内容について、労使の取組や裁判例の動向等の情報収集・分析等を行いつつ、事業主や労働者に対する周知徹底を図るとともに、第9条(差別的取扱いの禁止)について、ガイドラインの作成、違反する事業主に対する指導等により履行確保を図る【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○パートタイム労働法の実効性を確保し、短時間労働者の均等・均衡待遇の確 係を図るため、事業主等に対して短時間労働者と通常の労働者の均等・均衡待 選、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施する とともに、雇用均等指導員のアドバイス等により事業主の取り組みを促進した。
23	短時間労働者の雇用管理改善に向けた企業 の自主的な取組の促進	パートタイム労働者活躍企業診断サイトを活用して、雇用管理上の課題について企業の自主的な確認を促すともに、診断結果が一定水準を満たす企業には、パー分働者活躍企業宣言サイトにおいて「パート労働者活躍企業宣言」を行うことを推奨する。「パート労働者活躍企業宣言」宣言企業のうち、他の模範となる短時間労働者の活躍推進に取り組んでいる企業への表彰を行い、さらに、表彰受賞企業の取組をパートタイム労働者活躍推進企業表彰サイトで広く発信することにより、短時間労働者の雇用管理の改善に向けた企業の自主的な取組を促進する【平成28-32年度にかけて継続的に実施】。	○パート労働者活躍企業診断サイトにおいて、企業に雇用管理の現状と課題の自主点検を促すととに、その診断結果が一定水準以上の企業に対し、パート労働者活躍企業宣言サイトで「パート労働者活躍企業宣言」を行うことを推奨しており、平成29年7月28日現在の宣言企業数は62社である。 ○「パート労働者活躍企業宣言」宣言企業のうち、他の模範となる短時間労働者の活躍推進に取り組んでいる企業への表彰を行っており、平成28年度は12社を表彰し、その受資企業の取組をパートタイム労働者活躍推進企業表彰サイトで公表している。

24	職務分析・職務評価の導入支援・普及促進	職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を図る。	○短時間労働者への職務分析・職務評価を普及するため、個別企業へのコンサルティングを通じた導入支援を行うとともに、モデル事例を収集し、それらの活動により得られたプリハウをセミナーにより企業や社会保険労務士等へ発信することにより、普及促進を図った。
25	総合的な情報提供の実施	「職務分析・職務評価」、「短時間正社員制度」等について、パート労働ポー	○「パート労働者活躍企業宣言」、「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」、 「職務分析・職務評価」、「短時間正社員制度」等について、パート労働ポータル サイトで総合的・一体的に制度、セミナー等の情報提供を行っている。

		(3)その他	
番号	取組	取組内容	現時点までの実績
1	過重労働解消に向けた取組や過労死等防止 対策の推進	-	○「過労死等防止対策推進法」及び「過労死等の防止のための対策に関する大網」に基づき、過労死等防止対策を推進している。
2	「女性活躍推進法」の円滑な施行や働き方・休 み方の見直しに向けた取組の推進		○女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画については、概ねすべての義務企業の策定・届出がなされた。 ○各企業に対し、所定外労働時間の削減、年次有給休暇取得促進に向けて、具体的な取組を求める「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行った。 ○厚生労働省及び都道府県労働局の幹部による業界又は地域のリーディングカンパニーを訪問し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進の取組を企業トップに働きかけた。 ○先進的な取組事例等について「働き方・休み方改善ボータルサイト」を活用して情報発信を行った。 ○働き方・休み方改革に向けた機運の酿成を図るため、「働き方・休み方改革シンボジウム」(全国7か所)を開催した。 ○連続休暇を取得して進期間」として、年次有給休暇の取得促進のための重点的な広報を実施した。 ○地域において、関係労使、自治体、NPO等が協議会を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を酿成した。 ○郡道府県労働局に配置する「働き方・休み方改善コンサルタント」等による企業に対する助言・指導を実施した。 ○中小企業が、労働時間等の設定の改善を目的として、所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等の必要な措置を請じるために行った事業に対する「職場意識改善助成金」の支給を行った。
3	良質なテレワーク・在宅就業の推進	-	○企業等における、適正な労務管理下における良質なテレワークの導入促進のため、「在宅勤務ガイドライン」の周知・啓発、セミナー・シンボジウムによるテレワークの普及・啓発、企業に対する導入支援等を実施しているほか、検討会を立ち上げ、ガイドラインを改定する予定。 ○在宅就業については、契約締結の際に発注側が守るべきルールとして「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知・啓発を実施しているほか、検討会を立ち上げ、ガイドラインを改定する予定。